

公益社団法人 日本フェンシング協会「殿堂」規程

第1章総則

第1条 この規程は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下「本協会」という。）理念に基づき、フェンシングの発展に特に顕著な功労・功績のあった者をフェンシング「殿堂」として表彰し、もってフェンシング振興に資することを目的とする。

第2章表彰

第2条 この規程は、フェンシングに携わるすべての者に適用する。

第3条 本協会長は、フェンシングに顕著な功績、又はその他の模範として推奨するに価する業績のあった者を表彰する。

第4条 表彰の種類は「殿堂」とする。

第5条 表彰は、本協会長が表彰状を授与して行うものとする。

表彰を受けた者の氏名及び事績の概要は、本協会の発行する会報及び本協会ホームページに掲載して公表する。

第3章表彰手続

第6条 本協会は、表彰に価すると認められる者があるときは、その実績を調査するものとする。

都道府県並びに各関係団体は、表彰候補者があるときは、その実績を調査し、本協会に推薦するものとする。

第7条 前条に定める推薦又は、実績の調査をする場合は、次の各号の内容を具備したものを提出しなければならない。

- (1) 履歴書または経歴書
- (2) 功績調書
- (3) 推薦書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本協会が必要と認める書類

第8条 本協会長は、表彰に該当すると認められる者がある場合は、表彰審査会（以下「審査会」という。）にはかり、表彰を受ける者を決定する。

第4章審査会

第9条 表彰の適正を期するため、本協会は審査会を設置する。

第10条 審査会は、次の者をもって構成する。

- (1) 理事
- (2) その他会長が必要と認めた者

第11条 審査会は本協会長が、主宰するものとする。

審査会の事務を処理するため事務局を置く。事務局は本協会に置く。

第5章補則

第12条 表彰候補者の推薦基準その他表彰の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

《留意事項》

1. 表彰対象者

(1) 者とは、個人をいう。

(2) 個人表彰の対象は生存者とする。ただし、表彰状を受ける者が受賞前に死亡したときは、故人の名をもってその遺族に行うことができる。

2. 表彰者数

同一年度内における「殿堂」入り表彰者の数は、若干名とする。

3. 推薦

(1) 推薦は、原則として次の者が行う。

ア 都道府県正会員

イ 各関係団体長

ウ 本協会理事

4. 表彰の時期

表彰は、原則として、全日本選手権等、多くの関係者が参集する機会を利用して実施する。

公益社団法人 日本フェンシング協会「殿堂」表彰規程による被表彰者推薦基準

1 全国的又は、国際的規模で原則として15年以上にわたって功績のあった概ね60歳以上の者

2 広域的（複数の都道府県）な活動で原則として20年以上にわたって功績のあった概ね60歳以上の者

3 オリンピックまたは世界選手権1位、2位、3位入賞者で、引退後5年を経過してその後15年間の者。

附則

1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。